平成２８年（フ）第２９号
千葉県柏市大津ケ丘４丁目５番地（５棟202号）
債務者　森　　詳子
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３４号
千葉県野田市柳沢221　岡田病院、住民票上の住所千葉県野田市柳沢251番地　ハイツ小沢105号室
債務者　原島　健悟
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４７号
千葉県松戸市古ケ崎４丁目3594番地の18
債務者　三枝　文美
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５６号
千葉県松戸市古ケ崎784番地の１
債務者　大野　　孝
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４５号
兵庫県三田市藍本1710番地１
債務者　有田　哲也
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９０号
神戸市兵庫区荒田町１丁目３番11号　203号、住民票上の住所兵庫県尼崎市立花町１丁目４番４号
債務者　大江　裕美（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９３号
神戸市北区有野町唐櫃105番地の６
債務者　黒石　　仁
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０８号
神戸市兵庫区駅南通３丁目４番１号　Ｋ＆Ｓマンション501、従前の住所神戸市垂水区本多聞５丁目１番163―503号
債務者　満田　麻衣
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２９号
神奈川県平塚市河内82番地の６
債務者　中城万里子
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３６号
神奈川県愛甲郡愛川町中津2671番地の８
債務者　堀内　和明
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第７８号
神奈川県秦野市平沢152番地　ペントハウス恵　102号
債務者　北村　哲也
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第８９号
神奈川県中郡二宮町富士見が丘２丁目26番29号　エクセル湘南103号
債務者　長谷川貴代美
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１６８号
青森県弘前市大字大富町７番地22　ヨーロピアンハウス202号、旧住所青森県五所川原市金木町喜良市中富田11番地９
債務者　宮崎　秀人
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第２９号
栃木県宇都宮市御幸町295番地14
債務者　齋藤　依子
1　決定年月日時　平成28年２月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３９号
栃木県河内郡上三川町大字上三川2623番地
債務者　小川久美子
1　決定年月日時　平成28年２月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４１号
栃木県芳賀郡茂木町大字小井戸655番地
債務者　押野恵美子
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第９号
岡山市北区清輝橋２丁目１番６号
債務者　秋山　和憲
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部